

嵯峨王権論：
婚姻政策と橘嘉智子の立后を手がかりに

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学日本史学会 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中林, 隆之 メールアドレス: 所属: 大阪外国語大学
URL	https://ocu-omu.repo.nii.ac.jp/records/2003363

Title	嵯峨王権論：婚姻政策と橘嘉智子の立后を手がかりに
Author	中林, 隆之
Citation	市大日本史. 10 巻, p.83-112.
Issue Date	2007-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

嵯峨王権論——婚姻政策と橘嘉智子の立后を手がかりに——

中 林 隆 之

はじめに

嵯峨天皇は、即位後勃発した平城太上天皇の乱を平定した後、即位直後に妃とした桓武天皇の娘で異母兄弟の高津親王を廃し、弘仁六年（八一五）七月壬午、橘朝臣嘉智子を皇后に立てた。橘嘉智子を皇后とした嵯峨天皇は、その後皇位を弟の大伴親王（淳和）に譲った後も太上天皇として王権の中軸に位置し、終生その家父長的権威のもとに政局を主導し、「弘仁文化」と称された宮廷文化を開花させ、平安時代初期の一応の安定期を築いた。

本稿は、嵯峨王権の基本的性格の解明を目的とする。その際、嵯峨の権力基盤と政権構想を、直接的・短期的には八世紀末—九世紀前半の政治過程、とりわけ、桓武朝から嵯峨・淳和朝さらには「承和の変」へと至る動向について再考するなかで位置づけ、中・長期的には、これを奈良時代以前までの政治・権力構造との関連を視野に入れながら、複眼的手法で考えていこうとするものである。その際、考察の手がかり

りとして、嵯峨が行った旺盛な婚姻活動に注目し、そこに潜む政治的意図をさぐりたい。そしてその婚姻「政策」の動向の中に、橘嘉智子の立后問題を位置づけ、それらの持った意義について検討することをおして、嵯峨王権の史的特質の実相にせまりたい。

さて、奈良末—平安初期の政治過程・権力構造に関する通説的見解は、笹山晴生氏の概説に代表される、概ね以下のような見解であろう。神護景雲四年（七七〇）八月、称徳女帝の死によって白壁王が擁立された。この光仁天皇の即位によって皇統が天武系から天智系へと転換し、道鏡一派の台頭に象徴された旧来の官人体系の混乱の收拾、造宮・造寺などによって逼迫した国家財政の再建、弛緩した貴族層による全国支配体制の再確立などがめざされた。天応元年（七八二）に即位した桓武天皇は、光仁朝の諸課題を引き受けつつ、冗官整理や辺要以外の兵士制の廃止と健児制の採用などに見られる諸改革を実施した。また、外戚とりわけ渡来系の百濟王氏や和史氏の優遇と、藤原氏に代表される貴族勢力の抑制につとめ、天武系から天智系への皇統転換を易姓革

命と意識して、交野で二度にわたって唐皇帝に倣った郊祀儀礼を実施し、専制王権としての地位を確立した。そして「征夷と造都」、つまり、光仁朝以来の征夷事業の継続・勝利と長岡京および平安京への遷都事業の推進という画期的業績によって支配を安定させ、「平安」時代の礎を築いた。平城・嵯峨・淳和朝では、桓武の意志を受け継ぎ、弛緩した律令体制の再建がめざされた。その間「薬子の変」などの多少の混乱はあったものの、桓武が意図した天智系皇統による王権の主導にもとづく中央官制改革や良吏による地方政治改革は概ね成功し、とくに嵯峨の家父長的権威を前提に、文人官僚を担い手とした宮廷の繁栄もたらされた。

こうした通説的見解は、重厚な奈良末―平安初期の政治史研究の蓄積をふまえ、これを集約して提示されたものであり、地方政治改革問題をはじめ、学ぶべき点が多すぎる。しかし、嵯峨王権の特質を前後の時代の中に位置づけることを目的とする本稿の課題を前にすると、以下のような問題ないし疑問点も残されているように思われる。

第一に問題となるのは、桓武朝およびその前の光仁朝の評価である。

通説は、桓武王権の成立と桓武王権の専制化の成功および「改革」の意義を強調し、ここに前代と異なる大きな画期を見いだしつつ、同時に光仁朝をその史的前提と位置づける。そして、桓武の「改革」の延長線上に、嵯峨に至る王権の政策を見ようとする。だが、こうした通説に対しては、すでに河内祥輔氏による有力な反論が見られる^③。河内氏は、奈良時代の王権とは異なっており、桓武―平城以降にはしばらく皇

位の直系継承が見られないことや、桓武が、圧殺した皇太弟早良の「怨霊」におびえ続けたことなどから、桓武を、自身と自己の血統の皇位継承に関する正統性に大きな不安を抱えた天皇と位置づけ、専制王権とはほど遠いとする。関連して、通説は光仁を天智系皇統の始まりと位置づけ、桓武朝のいわば助走段階と見るが、河内氏は光仁の擁立を、明確に皇女井上内親王所生の他戸皇子の即位に至る中継ぎとし、井上・他戸排除後も早良の地位を重く見ており、この点でも通説とは見解を異にする。この河内氏の説は、桓武専制化が成功したはずの桓武朝後半に早良の「怨霊」問題が惹起し、桓武―平城の後皇位が兄弟継承されたこと、さらに平城太上天皇の乱（「薬子の変」）に典型的に見られるように、有力諸皇子間の内乱や権力闘争などが頻発し、平安京も未だ不安定であった、という当該期の政治動向をふまえると、首肯できる点が多すぎる。ただし河内氏の説は、天皇制の「直系の創出を志向する自己運動」の把握という限定的な視座から立論されたものであった。その方法は、研究史的には意義があるが、通説との関係で言えば、批判の妥当性を検証するためには、直系継承か兄弟継承かという視点のみならず、権力構造の推移に関する、より広い視点と方法にもとづく検討が必要と思われる。

さて、通説の第二の難点は、中央の権力構造ないし政治過程の分析に関して、ほぼ舞台を平安京に限定して論じている点にある。たしかに平安京は、遷都以来、日本の王権の政治中枢たる皇都なので、政局動向の分析がそこに集中することはうなずける。しかし、たとえば「新

撰姓氏録」が、畿内の諸氏族の出自を問題とし、平城太上天皇が平城京を拠点として政権を掌握しようとしたことにも示されているように、王権・中央貴族・官人らの拠点は、遷都後も平安京域のみに限定されていたわけではない。権力構造や政治過程の分析は、南都(旧平城京域)はもとより、畿内諸地域全般を見渡した上でなされる必要がある。この点については、都城制論の一環として、平城宮・京^③、難波宮・京^④を対象とした平安初期での議論がなされつつはあるものの、さらに、畿内諸地域についてのより長いレンジでの動向をふまえた考察が求められる。

第三に、右の点に密接する問題点として、桓武以後の政局動向の把握に際して、奈良時代以前の王権・貴族層の基盤・人材との歴史的関係(連続性・断絶性)を考慮にいった検討が、十分なされていない点があげられよう。確かに、天武系皇統の皇位継承の可能性は、桓武朝以後になくなった。しかし、八世紀の天武・聖武系皇統を支えた貴族層の人脈の多くは、皇統の推移如何にもかかわらず、桓武朝以降も存続している。そして彼らは前代の王権のとった政策・路線を支えてきた人材でもあった。とすれば、桓武朝の路線変更に際しての彼らの対応や、そうした人材を王権が再編していく過程については、それ独自の具体的な検討が求められるはずである。同様のことは、中央国家機構の再編を考える上でも言える。官司制再編問題については、蔵人所や内廷諸官司の再編と政局動向との関連に関わる研究蓄積があるが、他の再編された令内・令外官司についても、冗官整理といった財政的視点からのみならず、政策・路線論を加味したうえで、再吟味する必要がある。

と思われる。

そこで以下、本稿では、桓武朝から仁明朝ころまでの政治過程を、奈良時代以前までの王権を支えた人的・機構的・空間的資源を、桓武以降の王権が、如何に再編・継承しようとしたかという観点を重視しながら跡付け、その成否を検討する中で、嵯峨王権が当該期の権力構造に似めた位置とその特質の解明をめざす。

なおその際、本稿では、嵯峨のとった旺盛な婚姻活動および橘嘉智子の立后に着目したい。ここで嵯峨の婚姻活動に注目するのは、彼の自覚的な婚姻「政策」が、上記の奈良時代以来の人的・機構的・空間的な資源を再編・活用するうえで、大きな意味をもったと考えるからに他ならない。

一 桓武王権と支配層の分裂

延暦元年(七八二)四月癸亥、即位後ほどない桓武は、詔によって造官省・勅旨省・造法華寺司・鑄銭司といった令外官司の廃止を宣言した(「続日本紀」)。

造官省の廃止は、天武系王統の居所たる平城京に関わる造官官司の廃止であり、桓武はほどなく長岡京遷都を決定し、腹心の式家藤原種継を造長岡京使に任命している。山背国相楽郡岡田に置かれた鑄銭司(加茂銭司遺跡が該当遺構とされる)の廃止も、それが、銭貨発行収入による平城京の造官財源の獲得に一貫して大きな役割を果たしていたことを鑑みれば、これも平城京造官事業の停止に密接する。勅旨省と造

法華寺司は、いずれも称徳女帝の直属の権力基盤であった。勅旨省については、藤原光明子の皇后宮職―紫微中台―坤官官との継承関係が議論されており、勅旨省と坤官官がごく緊密な関係にあったことは明瞭である。また、造法華寺司は、法華寺の造営機構である。法華寺は、元来不比等の邸宅であり、光明立后後皇后宮となったものを天平一七年（七四五）の平城遷都の後、その旧皇后宮を宮寺としたことに端を発した寺院であった。そしてその後、淳仁天皇と対立し「国家大事賞罰二柄」の掌握を詔した「仏弟子」孝謙太上天皇が、この寺院を居所とし続けたことに示されるように（『続日本紀』天平宝字六年（七六二）五月辛丑条・同年六月庚戌条など）、光明子―孝謙（称徳）を軸とする八世紀王権の中核拠点としての位置をしめる寺院に他ならない。桓武はそうした法華寺の造営・維持のための造営官司の廃止を決めた。ちなみに、桓武は、延暦八年（七八九）三月戊午に、聖武系王権の国家的仏教事業を代表する寺院たる東大寺の造営を担当した、造東大寺司の停止も命じている（『続日本紀』）。これも一連の政策とみてよい。

以上のごとく、延暦元年の令外官廃止命令は、桓武が、聖武―光明子―孝謙（称徳）の王権が遂行した諸政策の実施を裏打ちする中軸的な国家機構の停廃によって、前代からの明確な転換の意図を打ち出そうとした政策の一環であったと考えられる。

こうした桓武の姿勢に関わって、とくに注意しておきたいのは、光仁朝の位置づけの問題である。この時、桓武が上記の令外官を廃止したということは、逆に言うとこれらの官司は、光仁朝期には一貫して

維持されていたことを示している。この事実が、光仁王権の政策基調が、通説の想定とは逆に、桓武朝の先駆けというよりも、むしろ前代の称徳朝とのつながりがきわめて強いものであったことを示す。光仁はそのまま平城京を自身の王権の拠点としていたし、造法華寺司や造東大寺司も維持された。また聖武―称徳朝にもっとも重視された仏教政策も、ほぼ引き継がれた。光仁は、一切経書写事業をこの時期にも推進し、それを前提に東大寺大仏殿を中核に中央一二寺と東西諸国で挙行された「花厳経為本」の恒常的な一切経の講読も発展・充実させている^⑩。西大寺の造営も、規模の縮小はあるものの継続された。つまり光仁は、道鏡および彼の一族と彼らの権力を直接支える令外官（法王官職・内膳省・外衛府）の停止などを除けば、ほぼそのまま称徳朝の政策を受け継いでいた。

この方針の大枠は、聖武の血を引く井上内親王―他戸王母子の排除後も変更がなかった。それを象徴的に示すのが、山部の弟たる早良親王の存在であろう。宝亀四年（七七三）の題箋を有した倉代西端雑物出入帳（大目古二一ノ二三四―二三六・二三六―二三七）は、造東大寺司管下の倉代が、寺家の様々な要請にもとづいて物品を出納したことを記録した帳簿の断簡である。その中に「禪師親王御院」が見えている。早良は、「禪師親王」として出家して東大寺上院の一角に「御院」を構え、そこで「彩色花盤六口」を使った何らかの仏事を行っていたことがわかる。また「実忠二十九ヶ条」によれば、「親王禪師」は、宝亀年間に、実忠に対し東大寺の修築など様々なことについて指示・教

導していることが知られる（『東大寺要録』巻第七雜事章第一〇）。彼は良弁亡き後の東大寺の実質上の指導者であった。さらに早良は、舒明が建立した初の勅願寺院たる百済大寺の系譜を引く、大安寺にも拠点を有していた。つまり早良は、聖武—孝謙（称徳）朝以来の仏法に内在する王権による仏教政策の、光仁朝における主導的担い手だったのである。光仁が生存中に桓武が即位した際にも、早良は皇太弟として立太子している。

光仁の立場が、前代の政策を引き継ぐものであったことは、彼自身の位置および彼の王権を支えた支配層中枢の人的構成からもわかる。

称徳女帝の死に際して光仁が擁立されたのは、河内祥輔氏が指摘したように、彼が井上内親王と婚姻しており、且つ二人の間に他戸王が誕生していたからに他ならない。彼の即位は他戸王の成長後の即位に至る中継ぎとしての性格が色濃いものであったと考えられる。また、白壁王が聖武の子である井上と婚姻関係を結べたのも、聖武—光明子—孝謙（称徳）との近しい関係が前提にあったものと推察される。白壁王と和史新笠（高野新笠）との間に生まれた能登女王（内親王）が、大養徳国金光明寺造営機構の事実上の長官であり、光明子の信任が厚かった市原王の妻となったこと（『続日本紀』天応元年二月丙午条）は、その事実を象徴的に示している。高野新笠の同族である和史国守が、廃止間際だが、天応元年（七七〇）一〇月に造法華寺司次官に就任したことも見逃せない。東大寺写経所に和史氏出身の写経生が幾人も見られることも注意すべき事であろう。要するに、白壁王は、光明子の皇后宮（職）

系統の人脈と深いつながりを有した人物であったわけで、高野新笠との婚姻もそうした関係を背景とするものと見なされる。井上内親王との婚姻関係も、はやくからの光明子・皇后宮（職）との関係を前提として可能となったのであろう。

『続日本紀』によれば、光仁を擁立したのは、左大臣の北家藤原永手と右大臣の吉備真備の他、式家藤原宿奈麻呂（良継）・藏下麻呂、南家藤原縄麻呂、石上宅嗣であった（宝龜元年八月癸巳条）。このうち太政官首班の永手は、称徳女帝の信任がきわめて厚い人物である。永手の母は牟漏女王であったが、彼女は法華寺内の一院である嶋院に居住していた。嶋院は、藤原不比等邸内一画にあった畠犬養三千代の居所を仏堂化したものであり、三千代の死後、その子の牟漏女王、さらにその子の藤原北夫人（聖武の夫人）と相続されてきたものであり、北夫人の死去後は光明子が継承したと見られている。つまり嶋院は、牟漏女王の時より北家ときわめて近しい関係にあり、三千代や光明子以来、橘氏との関係も強い施設なのである。また、永手の子の藤原雄依も、称徳朝下の神護景雲元年（七六七）七月丁巳の内覧省設置に際して少輔に任命され（『続日本紀』）、光仁朝には侍従とされた人物であった。そしてこの桓武朝では、藤原種継暗殺事件に連坐し隠岐に配流されている。また吉備真備も、阿倍内親王の東宮学士就任（『続日本紀』天平一三年（七四一）七月辛亥条）以来の孝謙・称徳の側近であり、押勝の乱の平定にも貢献した人物で、男の吉備泉も後述する種継事件に関連して左降されている。石上宅嗣も崇仏派の文人貴族である。

次に、式家の良繼（もと宿奈麻呂）は、光仁の信任を受け宝龜二年（七七一）三月壬戌以降「内臣」の地位につき（『続日本紀』）、女の乙牟漏を山部親王のキサキに配している。乙牟漏はのち桓武即位にともない皇后とされるが、良繼自身は、桓武の即位前の宝龜八年（七七七）九月丙寅に死去している。良繼に関して注目すべきは、彼が北家の永手に女を嫁がせたこと（『尊卑分脈』）と、彼自身が神護景雲二年（七六八）十一月以降、造法華寺司長官に就任していたことである。良繼は、称徳王権の政策・権力基盤・人脈にも親近している存在であった。光仁を擁立したもう一人の式家出身者たる藤原蔵下麻呂は、押勝追討の立役者の一人であったが、彼もすでにそれ以前より孝謙太上天皇の信任を受け、淳仁廃帝の淡路幽閉も遂行した人物であった（『続日本紀』天平宝字八年（七六四）一〇月壬申条）。なお蔵下麻呂も、桓武即位に先立つ宝龜六年（七七五）七月に死去している（ちなみに、のち桓武擁立や早良排除の最大の立役者となったと推定される百川でさえ、神護景雲三年（七六九）以来、内豎大輔として称徳女帝に近接していた）。さらに、南家で光仁を擁立した藤原縄麻呂も、称徳女帝の下で天平神護二年（七六六）までに勅旨大輔兼侍従となっており、光仁朝には勅旨省長官に任命された人物であった。しかも彼は、親王・禪師・早良とも親しかつたようで、死去の直前に宝龜一〇年（七七九）十二月六日付で、親王・禪師所宛てに「治葛肆阿」を、「東大寺正藏」に収べく自署して「奉」じている（大日古二十三ノ六二五）。

以上のごとく、光仁擁立を主導したメンバーはいずれも、称徳女帝

の王権とその権力基盤や仏教を主軸とする政策を支えてきた実力者であったわけである。とすると、即位した桓武が主導した、冒頭の令外官廃止に象徴される新政策は、こうした称徳朝との強いつながりを有した光仁朝の諸政策・人脈・諸機構を、自身と藤原式家（百川）の主導の下に強引に排除し、専制王権を指向したものであったことになる。

即位後ほどない延暦元年閏正月甲子・丁酉に惹起した氷上川継事件（『続日本紀』）も、桓武の意向とそれへの反発を前提としたものである。これは塩焼王（氷上塩焼）と聖武の女不破内親王との間の子である氷上川継が謀反の疑いで排除された事件であるが、この時、京家の藤原浜成が、女子が川継の妻であり男子も川継の支党であったという理由で参議・侍従を解任されている。浜成は、光仁朝では侍従で且つ『歌経標式』を著し光仁の和歌の師匠でもあったが（『寧楽遺文』下）、桓武即位直後の天応元年六月癸卯に大宰帥から員外帥に左遷されている^③。また北家の魚名とその一族が同年六月に「坐事」し、左降されていることも注意される。ついで周知のごとく、延暦四年（七八五）九月に藤原種継暗殺事件がおこり、大伴継人・竹良（同年）らが処断され、早良の春宮大夫であった大伴家持の位階も死後剥奪され、吉備真備の子の泉も佐渡に配流された（同年十月甲子）。そしてこれを契機に早良の排除も断行された。通説によれば、これら一連の弾圧により、天武系皇統・政策支持派はほぼ一掃され、以後、桓武は専制王権としての地位を確立していったとされる。

桓武の専制化の象徴としてよく引き合いに出されるのが、延暦四年

(七八五) 十一月壬寅と同六年(七八七) 十一月甲寅に実施された交野での郊祀儀礼である(『続日本紀』)。二度にわたるこの儀礼の遂行で、桓武は、自己とその父光仁の即位を天帝からの受任によるものとし、天武系からの皇統転換を易姓革命に擬して演出した¹⁴。また、一回目の郊祀儀礼遂行後まもなく安殿親王の立太子を挙行しているから(『続日本紀』延暦四年十一月丁巳条、桓武がこの時期、専制化を指向し、光仁—桓武—安殿という新たな直系皇統の形成を意図していたことは疑いがたい。しかし、それは果たして成功したのであろうか。

安殿親王は藤原薬子との関係が露見し、桓武の不興を買った。それからほどなく早良の「怨霊」事件が惹起したことは、桓武と彼の直系皇統に対する、貴族層の不信任の象徴的表現であらう。その後桓武は、延暦二〇年(八〇二) 十一月丁卯に大宅・高津・高志の三皇女にそろって「加笄の儀」を実施させ、それぞれ安殿・神野・大伴の有力三親王に配した(『日本後記』)。これは、桓武の積極的な意志というよりも、むしろ彼が自身の皇統の正統性に自信を失い、後継を一人に絞りきれなかった(直系皇統の形成を断念した)ことを示すものではなかろうか。そして桓武朝晩年には、「怨霊」とともに桓武の専制王権化の試みの失敗を象徴する事件が起こる。石上神宮神宝事件である。

延暦二四年(八〇五) 二月庚戌に、桓武は、平安京への遷都事業の一環として、石上神宮の神宝(ヤマト王権以来、貯蔵されていた兵杖)を一口一五万七〇〇〇人余りで新京に遷すことを意図して卜定した。この時、文章生の布留宿禰高庭が、神宮の神戸百姓らの神宝運搬停止を求める

訴えを上申したが、結局それは却下され、卜定に従い山城国葛野郡への運搬が挙行された。だが、兵杖を収蔵した倉が倒壊し、桓武も「不予」となったので、建部千繼なる人物を春日祭使として派遣した。千繼が平城京に至った際、女巫が「新神」が「平城松井坊」に現れて託宣したというので、桓武の「不予」のことを告げて神託の内容を尋ねたところ、託宣は石上神宮の神宝を新京に遷したことが神の怒りに触れたとする。千繼の事の次第を伝えた密奏を受けた桓武王権は、桓武の年齢に等しい六九名の僧を石上神宮に招請して神前読経し、神宝を石上に返納することを神に伝えると、ようやく神はしずまったという(『日本後記』)。

この過程でまず注目すべきは、女巫が伝えた神の怒りの託宣の内容である。神託には「今踐穢吾庭、運収不当、所以唱天下諸神、勸諱贈天帝耳」とある。これは郊祀儀礼に見られる天帝による天子の皇位の受任という天命思想にもとづく桓武王権の正統(当)化論理をふまえて、これを逆手にとって、「歴代御宇天皇懃懃」と桓武の所行とを比較する形で、「天下諸神」とともに天帝に桓武の所行の不当性を訴えようとしたものである。その際、重視すべきは、この兵杖の移送計画が、新都平安京への遷都にともなうものとして計画されていたことと、神が女巫にとりついて託宣したのが「平城松井坊」であったことである。これらは神の怒りが、平安遷都そのものの正統性への異議をも内包していたものであることを如実に示す。それが、藤原氏の氏神である春日祭使の派遣時であったことも重大である。このことは、桓

武の兵杖の石上からの移送計画、ひいては遷都そのものへの疑義が、神宮の管理者たる物部氏や在地を代表する布留宿祢高庭（ワニ系氏族：この問題は後述する）や神戸らのみならず、藤原氏の一族内部にも存在していた可能性を示す。そして実際、兵杖の移送計画は中止された。したがって、これは、桓武朝晩年における、彼の諸政策の威信と桓武の王権そのものの正統性への疑義の広がり、その失墜を明示する事件だったわけである。いわゆる徳政相論がなされ「征夷と造都」がともに停止されたのは、同年二月壬寅のことであった（『日本後記』）。

以後も、桓武の体調は思わしくなく「怨霊」も彼を悩まし続けた。そうした中で桓武は、同年三月己丑には自身の陥れた、吉備泉や種継事件に連坐した五百枝王（市原王の子）、氷上川種継事件に連坐した北家の藤原雄依・山上船主、南家の藤原清岡などを赦し入京させ、壬辰には川種自身の罪も免じている。そして翌年（桓武最晩年）には彼らに加え、種継事件に関わった大伴家持をはじめとした大伴氏一族や、早良の東宮学士で造東大寺司大丞でもあった林稲麻呂らの名誉も回復し、いずれも生死を問わず本位に復している。そして『続日本紀』の早良関連記事の削除を実施し、「崇道天皇」の鎮魂のために春秋二仲の諸国国分寺での金剛般若経読誦の恒例化を命じつつ、桓武は恐れの中で七十歳の幕を閉じた（以上『日本後記』）。

二 嵯峨の婚姻政策と嘉智子立后

以上のごとく、桓武朝晩年には王権の正統性が動揺し、桓武の跡を

継いだ平城天皇の下でも、神野・大伴・伊予など諸皇子が列立し貴族層もその下で派閥系列化した。その中で伊予親王の排斥事件の後、平城は、自身の地位が次第に揺らぐなかで嵯峨に譲位する一方、依然、平城京で政務を執る意志を見せて嵯峨と対立し、混迷を深めた。

平城太上天皇の乱（「薬子の変」）を鎮定し、大伴親王などと宥和しつつヘゲモニーを掌握した嵯峨天皇は、以後政局をほぼ安定させ、皇太弟大伴（淳和天皇）に譲位した後も終生政権の中軸に位置し、「弘仁文化」の展開に見られるような、宮廷貴族社会の繁栄をもたらすことになる。そうした嵯峨が、橘嘉智子を皇后に就けている。その意味を考える上でまず考慮すべきは、嵯峨の婚姻政策のありようと、そこでの嘉智子の位置である。

（一）嵯峨の婚姻政策——「王氏」の成立——

嵯峨は多くのキサキを後宮に入れた。その多くは源氏賜姓された多数の子供たちより判明するものだが、大略以下の人員である。すなわち、嘉智子の他、高津内親王、多治比高子、藤原緒夏、大原浄子、百済貴命、百済慶命、秋篠高子、山田近子、飯高宅刀自、交野女王、笠継子、大原全子、高階河子、文室文子、大中臣峯子、広井氏、布勢氏、内蔵氏、橘春子、大中臣岑子、上毛野氏、安倍氏、栗田氏、惟良氏、長岡氏、田中氏、紀氏、甘南備氏、菅原閑子、当麻氏、が確認できる。

これらの大勢のキサキを一覧して、まず気がつくのは、王族ない

し真人系氏族の多さである。桓武の子女では高津内親王・長岡氏がいる。桓武の子（異母兄弟）との配偶関係は、桓武王権の正統なる継承者としての嵯峨の自負から考えても自然である（百濟王氏や秋篠氏・菅原氏・紀氏などの外戚氏族を娶ったのも、光仁・桓武を意識した行為であろう）。

他方、嵯峨は天武系ないしその末裔氏族の女性もキサキとしている。

高階河子は天武の孫長屋王の子安宿王の末裔であるし、文室文子は天武の子長親王の後裔たる智努王もしくは大市王の子孫（後述のごとく、智努王末裔の蓋然性が高い）。交野女王も舍人親王の孫山口王の女である。こうした天武系王族との配偶関係の構築は、上記した桓武朝の政局の推移にうかがえるような、天武系皇統、もしくは称徳・光仁以来の政策を継承するはずであった皇太弟早良を正統とする、貴族層の間にあった根強い意識に配慮しつつ、そうした天武系皇統を積極的に取り込もうとするものであった。聖武系の女性との配偶関係を、正統性に大いなる不安要素を抱えた自身の王統の権威付けのために利用した、桓武以来の方針に基づくものであろう。

ただし、嵯峨が政局を自身の主導で安定させる際にとった婚姻政策の際立った特徴は、単に天武系を優遇することのみならず、むしろ天智・天武両皇統の源流とも言うべき敏達・舒明の時点まで遡って、その系譜に連なる人々、すなわち橘氏（二名）・大原氏（二名）・甘南備氏といった王族末裔氏族との関係を重視してその一体性を強調し、さらにそのうえで多治比氏や当麻氏といった非敏達系王族の末裔氏族をも包み込み、ともに優遇していくとする姿勢である。

橘嘉智子が皇后に選ばれたのは、そうした王族と王族末裔氏族の統合・融合政策のポイントないし結節点にあたる橘氏の嫡系に、彼女が出自したからに他なるまい。¹² 橘氏は、『新撰姓氏録』左京皇別上によると、甘南備真人氏と同祖であり、敏達の皇子難波王の男栗隈王より出自した氏族で、栗隈王の男子たる美努王と県大養三千代との間に生まれた葛城王が、三千代の橘賜姓を継承したことに由来する一族である。橘氏は、壬申の乱に際して栗隈王が大海人方に荷担して以来、天武系皇統に密接していた。その後、奈良麻呂の変によって一時雌伏を余儀なくされたが、称徳女帝最晩年の神護景雲四年七月癸未の勅（『続日本紀』）によって復権し、桓武朝には三人の女御を輩出するまでに勢力を回復していた。そして嘉智子自身は、その「崩伝」によれば、謀反人とされたものの本来は三千代―諸兄の嫡系たる、奈良麻呂の嫡男清友を父に持つ、橘氏の嫡系の女性であったことがわかる（『続日本後紀』嘉祥三年（八五三）五月壬午条の嘉智子「崩伝」）。

ここで、敏達系王族末裔の中で嵯峨のキサキを輩出した氏族と橘氏の位置関係について、もう少し具体的に考えてみたい。甘南備真人氏と同祖関係にあることについては上記の通りだが、より重視したいのは、『新撰姓氏録』（抄）左京皇別上、敏達の孫の百濟王の末裔とあり、二名のキサキを輩出した大原真人氏である。

『類聚国史』卷六十六人部「薨卒四位（嵯峨）」中に所収された弘仁十二年（八二二）七月乙巳条（『日本後記』逸文）に、散位正四位橘朝臣安麻呂の「卒」伝がある。それによると、安麻呂は諸兄の孫、奈良

麻呂の第一子であったが、その母は従三位大原真人明娘であった。明娘は延暦三年（七八四）正月に無位から従五位下に叙されて以降後宮に出仕し、弘仁六年（八一五）一〇月丁巳に散事従三位で「薨」じた人物である。安麻呂は八三歳で死去したとあるので、明娘と奈良麻呂の婚姻は天平初年ごろに遡るはずである。明娘は夫の奈良麻呂の失脚にもなつて一端位階を剥奪され、桓武朝の延暦三年に官人として復帰したのであろう。一方、『日本高僧伝要文抄』第三所収の「音石山大僧都伝」によると、貞観一〇年（九六八）に死去した明詮（音石山僧都の俗姓は大原氏で、天平一年の桜井王の賜姓（後述）より始まるという。明詮の父は大原石本といったが早世し、明詮は橘氏の母に育てられた。しかし母も明詮が一五歳の時に死去してしまったので、父母の恩に報いるために出家したという。明詮の死去時の年齢は不明だが、経歴よりかなり高齢と推測されるので、その生年は八世紀末ころかもしれない。とすると、父母の婚姻関係の成立も彼の生年をやや遡るころであろう。この場合は、父が大原氏で母が橘氏というもので、先の奈良麻呂と大原明娘とは男女の関係が逆のケースということになる。この二つの事例が示すのは、橘氏と大原氏という、ともに敏達系王族の末裔氏族が、少なくとも八世紀の前半（七三〇年前後）から八世紀末ころまで半世紀にわたって、相互に配偶者を出し合うような濃密な姻戚関係を維持し続けていたという事実である。

大原氏は、天平十一年（七三九）四月甲子に、前年一〇月二十九日に提出された高安王の上表にもとづいて、高安王や近親の今城主・桜井王・

門部王らが、「子子相承、歴万代而無絶、孫孫永繼、冠千秋以不窮」という聖武の詔によつて賜姓されたことに端を発した氏族である。その大原氏は、大伴氏や藤原氏などとも密接な関係を持つており、且つ聖武系皇統の正統性を強く意識した王族末裔氏族であった。すなわち、水上川継事件においては、いずれも「或姻戚、或平生知友」とされた与党の中に、大伴家持・京家藤原継彦（浜成男）らとともに、大原美氣の名が見えている。しかも、大原氏と大伴氏や藤原氏・皇后宮との親密な関係は、八世紀前半ごろまでさかのぼる。『万葉集』巻第四の五一九番の歌の右注によると、この歌を詠んだ大伴女郎は、のち大原真人を賜姓された今城主の母であつたという。また巻第八の一五九四番の歌の右注にも注目したい。それによると、天平期の某年一〇月に、藤原光明子の皇后宮で維摩講が開催された。維摩講では終日、大唐・高麗の種々の音楽が奏されたが、この歌はその時仏前で唱されたものであつた。その際「弹琴」は市原王とのちに大原真人赤麻呂を賜つた忍坂王で、「歌子」は田口朝臣家守・河辺朝臣東人・置始連長谷ら一〇数名が担当したという。つまり大原氏の一族は、光明子の皇后宮に密接し、その宗教的・文化的「サロン」のメンバーの一員を構成していたのである。天平宝字四年（七六〇）正月戊寅に大原真人継麻呂が坤宮少忠に任じられ、彼が同年六月乙丑の光明子の死去・葬儀に際して白壁王や水上真人塩焼らとともに前後次第司となつてゐるのも、この天平期以来の大原氏と皇后宮とのつながりを前提とするものである（『続日本紀』）。また維摩講の「歌子」には田口朝臣家守も見えるが、

田口氏は、橘嘉智子の母を出した蘇我系の氏族であった（嘉智子「崩伝」）。しかも市原王や、忍坂王と近親の門部王・桜井王、狹井王橘佐為らは、『藤氏家伝』（武智麻呂伝）によると聖武の「風流侍従」でもあった。そして、大原氏・大伴氏・「風流侍従」や、柿本人麻呂・山上憶良に代表される後述するワニ系の人材などを主たる担い手とした、詠「歌」という文化的な営為と人的紐帯の持続は、やがて『万葉集』を結実させることになる。

以上のごとく、王族出自の大原氏は、皇后宮とのつながりを前提に、和歌や仏教儀礼など、尊貴な文化的・宗教的活動を紐帯として、大伴氏や藤原南家・京家など聖武系王権を支えた有力氏族と、婚姻を含む親密な関係を歴史的に形成していた。嵯峨が取り込んだ敏達系王族末裔氏族の多くは、こうした奈良時代以来の文化的ヘゲモニーを持った一群だったのである。橘嘉智子は、そうした敏達系王族末裔らの中軸に位置し、且つ奈良時代以来、つねに藤原氏（とりわけ皇后宮・北家）と密接してきた、尊貴性をもった氏族の嫡系の女性であった。嵯峨は、このような位置にいる嘉智子を立后し、彼女を王権中枢を圍繞する一体的勢力としての王族集団の要の地位に位置づけたと思われる。

そうした王族重視の嵯峨王権の意図を典型的に示しているのが、太上天皇期の天長七年（八三〇）九月一四日に決定された薬師寺最勝会の整備事業である。薬師寺最勝会は、播磨国賀茂郡の水田七〇余町を供料として、毎年九月一四日に「最勝王経」の講説を実施することで鎮護国家を祈念し、あわせてこの最勝会の堅義者から諸国講説師を選定

する国家的法会である。まず注目したいのは、この最勝会の創設を提案案上したのが、天武の子長親王末裔の王族たる直世王（のちその男助雄王の代に文室氏として臣籍降下する）であり、それを受けて奉勅上宣官符を発した上卿も、同じく天武系舎人親王の末裔たる清原夏野であったことである（『類聚三代格』卷二）。そもそも薬師寺は、直世王の奏言のごとく天智の女子たる皇后鸕野（持統）が病氣になった際に天武が発願して建立を開始し、天武死後には持統がこれを引き継いで完成させ、その後両者の菩提寺となった代表的な南都の官大寺である。したがってこの法会の整備は、天智系・天武系両皇統の前者を主軸とした融和を明示するものと言える。しかも『延喜式』中務省薬師寺条によれば、この最勝会の開催を主導したのは「王氏」であった。また『同』式部上の薬師寺最勝会関連の諸規定によると、毎年の最勝会には、あらかじめ「王氏」の参加名簿が作成され、不参の場合、五位以上の者は新嘗祭での節会の参加資格を失い、六位以下の者は季録を奪われるなど、国家がきわめて重視した法会であったことがわかる。こうして最勝会は、個別的な王統・出自・姓の差を超えた「王氏」集団の一体性を反復的に再確認していく法会とされた¹⁷。

なお「王氏」とは、『延喜式』が、季禄の対象となる位階保持者を念頭に置いていることと、律令に規定された身分たる「（諸）王」とせず、あえて「王」に「氏」を加えて「王氏」と規定している点からみて、諸王のみならず、王族末裔氏族をも指していると解釈するのが妥当であろう（『今昔物語集』卷二二五の「於薬師寺行最勝会語」で、直世王

に答えた天皇が薬師寺について「代々ノ帝王ノ御後ノ人ヲ以テ擅越ト可為シ」と述べたとあるのも、王族末裔氏族を念頭においたものであろう。その際、嘉智子を中核とした橘氏が、その「王氏」の中心に位置した氏族であったことは言うまでもない。関連して言えば、嵯峨が自らの子らに積極的

(2) 二統迭立構想と橘嘉智子の位置

嵯峨の橘嘉智子の立后に典型的に示された婚姻政策は、「王氏」の形成のみならず、当該期の最大の懸案課題、すなわち「藩邸の旧臣」を軸に派閥的人脈を構成し分裂の方向をみせた桓武諸皇子ら王権中枢の再統合問題にも深く関わるものであった。

桓武の有力三皇子の中では、桓武が晩年に大伴親王を鍾愛したと見られることを重視して、大伴（淳和）にもっとも強い正統性を認める見解が有力である。¹⁹しかし事態はそう単純ではなからう。かりに桓武の意向が大伴重視であったとしても、その点だけで大伴の地位を過大評価するわけにはいかない。むしろ注目すべきは、平城の即位の直前の延暦二五年（八〇六）五月甲子に大伴が親王号の辞退を上表し（それは許されなかったが）、平城の即位・改元のなされた大同元年五月辛巳の翌日（壬午）に神野が立太子したこと（『日本後記』）と、嵯峨の即位に

ともなつて立太子したのが、平城太上天皇の皇子たる高岳親王であり、弟たる大伴親王ではなかったという、二つの厳然たる事実である。これらは、この時点での平城・嵯峨の合意と、その力関係を考慮した大伴の両者の意向への恭順の意志を抜きには考えがたい事態であろう。結局、その後の政局は、伊予親王事件などを経て平城の孤立化へと進み、平城太上天皇の乱により、平城は失脚した。そして乱の勃発・平定と高岳の廃太子という激動の後、ようやく大伴は、嵯峨の皇太弟の地位に就くことができたのである。ちなみに、平城の挫折の一因は、有力諸皇子が並立する中で、婚姻政策としては、嵯峨とは対照的に、桓武皇女との内族婚（嫡系の自負とその皇統維持を図ったものであろう）や藤原式家および自身の「藩邸の旧臣」との配偶関係に固執・偏重し、自身と皇太子高岳を支える幅広い貴族層の結集に成功しなかったことにもよるであろう。

さて、その後皇位は、嵯峨から淳和へ譲られ皇太子に嵯峨皇子の正良親王（仁明）が立てられ、さらに淳和の譲位と仁明の即位の結果、淳和皇子の恒貞が立太子した。この間の一連の動向を主導したのは嵯峨である。嵯峨は、容易に解消できない淳和派との勢力の拮抗関係の持続という所与の王権中枢の権力構図を前に、王権のヘゲモニーを維持したままでの国家体制の安定のため、自覚的に二統迭立を構想したのである。²⁰その嵯峨の構想の実現にさいして、もっとも重要な位置をしめたのも、他ならない皇后橘嘉智子であった。すなわち、そもそも桓武の女子たる高津内親王を廃妃し、嘉智子を立后したこと自体、皇

位継承問題に対する嵯峨の意図を示すものだろう。高津の廃妃の詳細は不明だが、少なくとも皇位承問題を含めた王権中枢部の権力構造に関わる嵯峨の後宮・婚姻政策に関しては、以下のごとくに見ることができよう。すなわち、嵯峨は平城の轍を踏まず、桓武女子との関係による内族婚による血統純化・尊貴化路線にこだわらず、むしろ高津廃妃と嘉智子立后、多くの「王氏」子女との婚姻政策を通じて、幅広い王族・末裔氏族の結束を重視する意図を明示した。そのうえで皇后とした嘉智子が嵯峨との間に生んだ正良（仁明）を淳和の皇太子とする一方で、皇女正子内親王を淳和に配し、その子恒貞を仁明の皇太子としたのである。このことは、嘉智子こそが、嵯峨の血統を主においた両統迭立の要となる位置にあったことを、如実に示している。ただし、嘉智子自身は、「承和の変」で、淳和と正子内親王の子の恒貞を廃太子し、それに替えて藤原順子（良房の妹）と仁明との間に生まれた道康親王を立太子させ正子内親王の恨みを持ったことに見られるように（『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月三日条）、嵯峨死後には、嵯峨—仁明—道康（文徳）の直系皇統の創出を目指した。他方、嵯峨は一貫して淳和皇子の恒貞を皇太子として重視していた。したがってこの点では、嵯峨の意志と嘉智子の潜在的意向は相違する。

両統迭立構想は、あくまでも嵯峨が自覚的に主導した路線であった。嵯峨が、淳和の王統との迭立構想を自身のヘゲモニーのもとで安定化させるために採った方策を考えるで見逃せないのは、彼が、嘉智子や藤原良房など、自身と近接する人脈や淳和系のみならず、桓武皇子や

平城と平城皇子らへも、一定の配慮をもって処遇した点である。嵯峨は、平城天皇の乱の後にも平城を旧宮に住まわせた。また廃太子した高岳親王を（おそらく早良問題を念頭に置きつつ）それ以上処断せず、東寺に住まわせて空海の弟子とし、その後仁明朝には、「平城旧宮処水陸地四十余町」を賜与し（『続日本後記』承和二年（八三五）正月壬子条）、奈良時代以来の王家の寺たる東大寺に親王禪師として配置している（『日本三代実録』元慶五年（八八一）一〇月三日条・逸文：『扶桑略記』第二〇、『日本紀略』前編第一九）。さらに、平城の春宮坊時代からの側近であり、乱の時点で平城京から召され左衛士府に拘禁された文室綿麻呂をも、坂上田村麻呂の奏請を受け入れて参議に任命し（『日本後記』弘仁元年（八一〇）九月戊申条）、一族の文室文子をキサキに入れ、彼女との間に生まれた斎子内親王を、桓武晩年の皇子葛井親王（母は坂上田村麻呂の女）に配している。

なお、平城太上天皇の処遇や高岳親王への旧平城の地賜与・東大寺への配置問題は、上記した薬師寺最勝会の整備とあいまって、平城京ないし南都地域に対する嵯峨王権の方針をも明瞭に示す施策と言える。嵯峨は、平城太上天皇の乱（『薬子の変』）の鎮定後、「二所朝廷」を廃し、平安京を「先帝乃万代宮止定賜」ったものと宣言した（『日本後記』弘仁元年九月丁未条）。これが平城遷都を図った平城太上天皇の意図の不正を桓武の遺志との関係で表明し、自身を桓武の正統なる継承者として位置づけたうえで、王権の政治中枢を平安京に確定することを狙った方針であることは言うまでもない。その結果、平城京の王権の政

治的中枢拠点Ⅱ皇都としての機能はここで消滅した。²²けれども、平城の地には、歴史的伝統と文化的資源・人材を豊富に持った巨大な南都寺院群が存在していた。こうした中で、嵯峨の家父長的権威の下にあった仁明王権の手で、高岳親王に旧平城宮の地が賜与され、高岳自身も東大寺に入寺した。これは、早良の親王禪師（さらに遡れば、晩年「太上天皇沙弥勝満」と称して薬師寺宮を拠点としつつ仏教政策を遂行した聖武や、法華寺を拠点とした「出家」天皇称徳）をも意識しつつ、高岳やその師の空海を主軸として、南都地域を、前代とは異なる宗教的・文化的都市として、王権の統制の下で、新たに再生させることを狙った嵯峨主導の方針と言えるだろう。関連して、橘嘉智子についても触れよう。嘉智子の「崩伝」中に、法華寺の苦行尼禪雲が若き嘉智子に将来「天子皇后之母」となることを予言し、嘉智子がこれを密かに記したという話が載せられている。先に述べたように法華寺は、県犬養橘三千代以来、橘氏と藤原北家にゆかりが深く、光明子・孝謙―称徳女帝の直接的権力基盤であったが、「崩伝」の記事は、この寺に嘉智子も若き日から深くつながっていたことを示している。法華寺は、嘉智子を通して王権のもとに掌握された。

こうして嵯峨は、「万代宮」平安京を拠点に、自身の主導のもとで嘉智子を立后し、嘉智子の所生子を軸として淳和系との両統迭立をめざし、両皇統のそばに桓武・平城諸皇子も寄り添わせ、その周りを藤原北家嫡流と密接する橘氏を中核とした諸王・王族末裔氏族群Ⅱ「王氏」に圍繞させ、南都諸寺院をも引き込んで、王権の安定を図ったのである。

三 嵯峨の婚姻政策と南山城―大和―河内地域

ところで、嵯峨の構想した古都地域に対する方策は、単に平城京（南都）のみならず、より広く畿内地域、とりわけ、平安遷都以前までに貴族層が長期にわたって拠点としてきた、南山城（山背）―大和―河内地域を、ともに新王統のヘゲモニーの下に適切に位置づけ、その存在意義について再定位していくことをも、射程に入れたものであったと考えられる。そしてその施策を遂行するにあたって、嵯峨がもっとも重視したのは、やはり、先に検証した、橘氏をはじめとした諸氏族を取り込むための旺盛な婚姻政策であった。以下、その点を具体的に確認していこう。

（1）南山城（淀・木津川流域）―大和（平城）飛鳥―南北ルートの掌握

橘嘉智子は、光明子や牟漏女王が「洛陽内頭」で祀っていた神を、「山城国相楽郡堤山」に遷している。²³淀川―木津川水系周辺の山城国相楽郡から綴喜郡周辺域一帯は、橘諸兄が「井出左大臣」と称され（「尊卑分脈」）、「相楽別業」を有しており（天平二年（七四〇）五月乙未条）、嘉智子の父清友が相楽郡加勢山に改葬された（「延喜式」諸陵寮）ことから知られるように、橘氏の拠点であった。²⁴聖武の恭仁京遷都も諸兄の意図と深く関わりと見られている。その橘氏の氏寺とされるのが、現在発掘調査中の現京都府綴喜郡井出町の井出寺跡である。²⁵二〇〇三年度の発掘調査では、壇上積基壇の上に四つの礎石据付穴をも

った奈良時代の建物跡が確認され、翌〇四年度の調査では、庭園遺構の可能性もある石積遺構や、大安寺・薬師寺・西大寺などと同様の奈良時代の施釉瓦が出土しており、この寺が平城京の官大寺に匹敵する豪華な寺院であったと推定されている（ちなみに諸兄の邸宅が「別業」とされたのは、平城京に本宅があったからであろうが、以下に見るごとく、元来の本拠地は、この井出の地とするのが自然であろう）。なお井出の近辺には岡田鑄銭司も存在した。また相楽郡に所在した木津川の水運流通の拠点として知られる泉木津には、皇后宮職の出先機関である泉木屋所の存在が知られ、さらに出水郷の山二百町が光仁によつて藤原永手に賜与されたことも注目される（宝龜元年二月乙未条）。また綴喜郡には、大同元年牒に「甘南備神一戸 山城国、同年（宝龜二年）奉充」と封戸施入記載が見られた甘南備神社があった。これは橘氏と同祖で嵯峨のキサキとなった甘南備真人氏が祀った神社と考えてよいだろう。

相楽郡—綴喜郡の周辺域でも、橘氏ないしそれとゆかりの深い王族や氏族の拠点・基盤（家産）がいくつも確認できる。壬申の功臣で、果大養三千代と結んだ美努王の父栗隈王は、その名より山城国久世郡（現大久保）の「栗隈野」（延暦二年二月二十七日）に関わりがあった人物であらうと思われる²⁶。そこはかつて、仁徳紀にも伝承が見える「栗隈大溝」（現古川—木津川右岸の佐山の東で現在の古川が相当するとされる）が掘削され、栗隈ミヤケ（仁徳紀二年一〇月・推古紀十五年（六〇七）是歲条）が置かれた地である。なお舒明即位前紀にはじめて栗隈采女黒女がみえる。栗隈首氏はミヤケの現地管掌氏族と見られる。ミヤケ・大溝の

設置も、実際には推古朝のこととしてよからう。八世紀にも、付近に王家の家産たる奈良野・奈良園・美豆野（水沼野）や奈突園などの存在が知られている²⁷。また、天智の女子の一人に水主内親王がいた。この皇女は、自身の居宅に保持した經典を皇后宮職系統の写経所にしばしば貸し出した（しかも、これらの經典は彼女の死後東大寺に奉納された）ことと著名な人物であるが、その母は、栗前首徳万の女子黒媛娘であった（天智紀六年（六六七）二月戊寅条）。また水主皇女自身も、その名より勘案すると、おそらく式内社の水主神社が存在し栗隈ミヤケの所在地でもあった、久世郡とも深いつながりを有したものと思われる。この他、刑部親王の男山前王の女子栗前連枝女が、母姓から池原女王へ改姓したことも注意される（『続日本紀』宝龜二年（七八〇）八月己亥条）。このように、平城京の北側の淀—木津川水系の流域周辺部は、伝統的に敏達系王族ないしその末裔氏族らの一大拠点であった。

さらに、淀川—木津川水系から大和の佐保・和迹の地と橘氏とのつながりに関連して、とくに注目すべきは、いわゆるワニ系氏族群の存在である²⁸。

栗田氏は、奈良時代には、聖武—称徳王権、さらには天武系皇統と深いつながりを有する氏族であった。栗田臣道麻呂は、淳仁朝で内薬佑の時に朝臣性を賜り（天平宝字三年八月丁丑条）、その後押勝追討に功績を挙げてから称徳の信任を受け、授刀衛大尉・大輔（天平宝字八年（七六四）七月一〇月癸未条・同）や勅旨省員外大輔・近衛員外中将などを歴任したが、天平神護元年（七六五）八月の和氣王（舎人の子）事件に連坐

し、ほどなく配流地飛騨で上道斐太都によって餓死させられた人物であった。また栗田廣上は、井上内親王廢后事件に連坐し、斬罪とされるべきところ罪一等が減じられ、流罪とされた人物であった（宝龜三年（七七二））。他には、仲麻呂の子真從の婦であった栗田朝臣諸姉が、大炊王のキサキとなつてゐることも重要である。こうした栗田氏とも、橘氏は密接する。すなわち、橘清友の男で、「井出右大臣」と称された橘氏公（嘉智子の異母弟）の母は、栗田氏であった（「公卿補任」「尊卑分脈」）。嵯峨が、栗田氏をキサキに迎え入れたのも、こうした關係を一つの前提とした行為だろう。なお、山背国愛宕郡計帳郷里未詳計帳（大日古一ノ五〇五〇五四九）には、栗田郷に栗田直氏・栗田忌寸氏などの人名が見え、近隣の鳥部郷には栗田朝臣氏も確認できる（大日古八ノ一六二）。よつて、栗田郷周辺が栗田氏の本拠地とみてよい。

愛宕郡には栗田郷に隣接して小野郷がある。そこには小野神社が見られるので、小野氏の拠点と考えられている^②。つまりこの地一帯は、ワニ系氏族の盤踞地であつた。小野氏も、早くから光明子の皇后宮職や阿倍内親王の春宮坊とつながり（小野牛養：皇后宮大夫・小野國堅：写經所・春宮坊の令史）、橘奈良麻呂の変で、奈良麻呂の与党の一員をも輩出している（小野東人）氏族である。

以上のような栗田氏・小野氏と、敏達系王族とのつながりの深さは、おそらく互いの盤踞地域の近接性という、早くからの地縁的結合を一つの前提としたものであろう。ちなみに愛宕郡計帳には、阿倍氏系の布施氏の名もあるが、その布施氏が嵯峨のキサキに見えるのも、橘氏

や栗田・小野氏など、ワニ系氏族との地縁的結合をふまえたものであろう。

ところで、ワニ系氏族は、岸俊男氏が指摘するごとく、山背南部のみならず平城京、さらには櫛井あたりまでの大和東北部一帯の広い範圍を拠点とした氏族群であつた^③。そのうち、平城京周辺の佐保の地一帯には、古くから春日氏が盤踞していた。春日大社は藤原氏の氏神であるが、元来は三笠山（春日山）信仰に関わり、春日氏や（上記の阿倍氏）などが奉斎したものであつたと言われる。春日氏も橘氏や敏達系王族とつながる。橘氏の祖の難波王は、敏達と春日臣仲君の女春日老女子のとの間の男子であつた（敏達紀四年（五七五）正月是月参）。また「延喜式」諸陵寮によると、光仁の父施基親王は、「春日宮御宇天皇」と称されたことが知られる。つまり施基王は、春日の地に「皇子宮」を構えていた。なお施基王の孫に、のち春原朝臣の祖となる春日王がいた（「新撰姓氏錄」左京皇別上）。春日宮はおそらくこの王に伝領されたのであろう。

次に、大和の和迹の地の南端周辺で平城と飛鳥地域とを結ぶ山辺の道・上ツ道と北横大路（竜田道）の交点たる石上衢^④の南東方面には、石上神宮があつた。石上神宮は物部氏が奉斎を担当したが、神宝管理については、ワニ系氏族との関連を示す神話的伝承も、垂仁紀三十九年一〇月条の一云に見える。一云の伝承では、五十瓊敷命が、茅渟菟砥河上で鑄造させた大刀一千口を当初忍坂邑に藏めたが、後に石上神宮に遷藏した。その時神の教えにより春日臣族の市河に管理させたという。

そしてこの市河が物部首の始祖となったというのである。こうした伝承譚の存在は、紀編纂前後の石上神宮の神宝管理が、物部氏を最高の奉斎氏族としながらも、その配下に現地のワニ系氏族が物部首として配置され、彼らが現場での日常的管理業務を取り扱っていた史実を反映するものとみてよからう。実際、上記の桓武朝晩年の神宝移遷に反対した布留宿禰高庭が属した布留宿禰という氏族は、『新撰姓氏録』大和国皇別によると、柿本朝臣と同祖のワニ系氏族であった。布留宿禰の名は、仁徳朝に祖の市川臣が「石上御布留村高庭之地」で「布都努斯神社」を奉斎する神主となったことにちなむという。なお布留宿禰高庭は、『日本後記』の承和七年（八四〇）の序によれば、その編纂メンバーの一員であり、前和泉国守の肩書きを持つ文人貴族であった。

以上要するに、橘氏は、淀川・木津川水系から平城さらに飛鳥などの古都に至る水陸の南北ルートに盤踞する、敏達系王族・ワニ系諸氏族・藤原氏などと地縁的・血縁的に深く結びついていた。嵯峨王権は、橘氏・甘南備氏や布施氏などとの婚姻関係の締結によって、彼らの民族的権力基盤・人脈と結合しつつ、平安京と古都をつなぐ政治・経済・流通上のルートを安定的に掌握することを狙ったわけである。

（2）河内—大和ルートの掌握

次に大和から河内・和泉にいたる水陸のルート、すなわち竜田—大津道・当麻—多治比道と大和川水系の問題について考えよう。

大和国葛下郡—広瀬郡にかけての一带が、竜田道—大津道および大

和川の水陸ルートの結節点に位置する。この地域を一大拠点としていたのが、橘氏との結びつきが深く、嵯峨に二名のキサキを出した、先に見た大原真人氏をはじめとした敏達系王族であった。

近年、奈良県王寺町で片岡王寺（放光寺）跡寺院遺構の発掘調査がなされている³²。片岡王寺については、かつては法隆寺所蔵甲午年（六九四）の「観音菩薩造像記」に、鵬大寺の徳聡・片岡王寺の令弁・飛鳥寺の弁聡の三僧が父母の「報恩」のために造像したことを記した中で「族大原博士百済在王此土王姓」とあることなどを根拠に、大原史氏による建立と見る説が有力であった。けれども、大原史出身の在籍僧の存在は、片岡王寺が大原史の氏寺であることを何ら保障するものではない。一方、鎌倉末の正安四年（一二三〇）に番盛（俗姓大原氏）という僧が撰述し嘉吉三年（一四四三）の奥書を有した「放光寺古今縁起」の写本がある。それによると、①片岡王寺は敏達の第三皇女の片岡姫が葛木下郡片岡中山に営んだ片岡宮を寺としたことを濫觴とする、②また放光寺伽藍内にある大原神殿は門部王の不遇の死の鎮魂のため建立した、③放光寺長官は五位の氏長者が就く、などといったことが記されている。そこで、この史料の①—③の記載内容や、他の種々の史料の痕跡よりみて、七世紀前半ごろから葛下郡や広瀬郡域周辺が敏達系王族の拠点となっていたと考えてよいことなどから、片岡王寺は、敏達系王族の末裔氏族たる大原真人氏の氏寺であるとの説が、平林章仁氏によって主張されている³³。そして最近、この平林氏の説の妥当性をほぼ裏付ける発掘調査が実施された。

片岡王寺跡では、これまで道路の拡幅整備事業などにもなう数次にわたる部分的な発掘調査がなされている。それによると、寺院の創建は七世紀半ばから後半ころともされるが、現状では、八世紀以降の遺構・遺物が確認されている。中心伽藍は未調査だが、現奈良県王寺町の町立王寺小学校の校舎あたりと推定されている。ここで注目したのは、二〇〇四年度の橿原考古学研究所と王寺町教育委員会合同の「達磨寺第14次・片岡王寺跡第1次」調査である。この調査では、片岡王寺中心伽藍の東面を取り囲む瓦葺きの塀（掘立柱塀41）や北面を取り囲む塀、その塀をとりまく形で、中心伽藍の東面を南北方向に掘られた、大量の奈良時代の瓦遺物をとまう雨落ち溝（石積み溝153）などが発掘されている（Ⅱ区）。とりわけ重視すべきは、この調査地区で、平城宮大極殿と同範で平城宮第Ⅳa形式とされる鬼面文鬼瓦と文様不明の鬼瓦が出土し、同Ⅱ区の中央区でも平城宮・京の瓦と同範のOG123形式の重圈文軒丸瓦一点が出土したことである（ちなみに重軒文軒丸瓦の存在は、戦前より報告されており、報告書によれば、これまでも片岡王寺および寺院建立主体と平城宮との関係について言及されていたという）。この鬼瓦および重圈文軒丸瓦の出土は、この寺院を建立した氏族が、天皇と密接に関わる、極めて高い権威を有した一族であったことを如実に示す。「百済在王此土王姓」を称したといえども、大原史氏の氏寺に、平城大極殿と同範の鬼瓦や平城宮・宮と同範の軒丸瓦が頒布されることは、氏族の格・系譜上の観点などよりみて、まずありえない。これに対して、「放光寺古今縁起」に見える敏達系王族の末裔たる大

原真人氏は、奈良時代以来、橘氏とも密接し、聖武の「風流侍従」の一員ともなり、光明子の皇后宮にも親近していた一族なので、まさに同範鬼瓦を使用するにふさわしい。「放光寺縁起」に、大原氏の五位が放光寺長官に就任するとあるような寺格の高さも、真人系氏族の寺と見るのに整合的である。したがって、寺院の創建時期・片岡姫の実在性・門部王の鎮魂問題（これは長屋王の兄弟との取り違えと見られる）など検討・疑問視すべき点はいくつもあるものの、片岡寺の建立氏族については、「放光寺古今縁起」の記載の大枠どおり、（門部王系の）大原真人氏と見ておくのがもつとも蓋然性が高い推定であろう。

なお『新撰姓氏録』によると、大原真人の祖は敏達の子の「百済王」とされている。他方、今見たように大原史氏は、「百済在王此土王姓」として、百済王出自で百済王姓を称すると主張していた。この点よりすると、大原真人氏の祖が「百済王」の称を得たのは、百済王族末裔を称する大原史氏が、乳母として養育に関わったことに起因するのではなからうか。この「百済王」を称した敏達系王族の末裔が大原真人姓を賜ったのも、大原史氏およびその盤踞地との濃密な歴史的つながりを前提としたものと思われる。

ちなみに、この地の近辺の広瀬郡には、同じく百済王出自と称し、光仁と婚姻関係を結んだ高野新笠の父である和史乙繼の「牧野墓」もあったことに示されるように、和史氏も盤踞し、百済王族系の渡来氏族の一大盤踞地でもあったことが知られる。天平十一年（七三九）以来、長く皇后宮職系統写経所（東大寺写経所）に写経生として勤務して

いた大原史魚次が、宝龜七年（七七六）までに山部親王（桓武）の春宮坊の主兵署正（春宮坊写經所別当でもある）に就任しているのも（大日古二十三ノ六一七）、この地における早くからの白壁王（光仁）や山部らとのつながりを前提としたものかもしれない。この他、迎藤原河清使や勅旨少輔などを歴任した内蔵全成を輩出し、のち嵯峨にキサキを入れた、東漢系の渡来系氏族たる内蔵宿祢（忌寸）氏も、内蔵忌寸豊前の本貫（大日古十五ノ一三三）より見ると、広瀬郡域が元来の拠点であったと見られる。

ところで、嵯峨は、当麻真人氏もキサキに迎え入れている。当麻真人氏は、もと当麻公で、用明紀元年（五八六）正月壬子条に用明と葛城直磐村の女との間の男と見える麻呂子皇子を祖とする。記の用明段では、用明と当麻之倉首比呂の女飯女との間の男として当麻王が見える。

両者はやや伝承を異にする部分もあるが、おそらくは同一人物であろうと想定されている。いずれにせよ、用明と葛城（当麻）地域の豪族の女性との間に皇子が生まれた点では共通する。したがって当麻真人氏は、大原真人氏などが盤踞した片岡の南部に相当する、葛下郡中央部の当麻地域周辺に拠点を有する氏族であったと見てよい。当麻は、飛鳥・藤原方面の大和南部へ向かう横大路と河内へ至る丹比道の結節点の穴虫峠近辺にあたる地域（当麻道、なお大坂道とも近い）であった。こうした、葛下郡周辺域とつながりが深い用明の末裔氏族と敏達—舒明系とは、血統上は元来疎遠であったが、壬申の乱に際して、「吉備国守」当麻公広嶋が、筑紫大宰栗隈王とともに大海人方につき、そ

れを理由に殺害された（天武紀元年六月丙戌条）後、天武一三年（六八四）一〇月己卯朔に真人賜姓されて以降、きわめて親密な関係を結んでいる。すなわち、当麻真人智徳は、天武・持統・文武の葬儀で、諸王・諸臣を率いて誄している（持統紀二年（六八八）二月条・「続日本紀」大宝三年（七〇三）二月条・同慶雲四年（七〇七）二月条）。また当麻真人老は、養老四年（七二〇）一〇月戊子に造宮少輔に就任したのみならず（「続日本紀」）、自身の娘たる当麻山背を舍人親王に配している（「続日本紀」淳仁即位前紀）。そして舍人親王と当麻山背の子が大炊王であった（淳仁即位前紀）。嵯峨が当麻氏をキサキとしたのも、七世紀末以来の敏達系王族と当麻真人氏との歴史的な関係を一つの前提とし、それとの結合を深めることで、この地域一帯を安定的に掌握しようとしたことに、一因するのであるう。

一方嵯峨は、多治比真人氏も娶っている。多治比真人氏は、「新撰姓氏録」右京皇別に、宣化の皇子賀美惠波王の末裔とある氏族である。橘奈良麻呂の変に際して、多治比国守・憤養が当初から与党として加わっているように、早くから橘氏と親交を結んでいる。宣化紀元年条に、上殖葉皇子が「丹比公・偉那公」の祖とある。多治比宿祢（直）氏が、その王族資養氏族であったのではなからうか。河内国に丹比郡が存在する。黒姫山古墳が所在する現堺市美原区が多治井・黒山・大保・丹上・丹南の周辺で、「和名抄」の黒山・丹上・丹下郷の周辺域一帯が、この多治比真人・宿祢（直）氏らの盤踞地であるう。³⁵なお反正紀元年是年条に見える丹比宮柴籬の伝承でも「河内丹比」に「都」すると

あり、丹比郡域には、王権に密接する施設が所在したことを示す。仁徳紀一四年条に難波宮から南進して「丹比邑」に至る大道がつけられたという伝承が見えるのも、王権による丹比道と難波宮をつなぐ南北ルートとの拠点の掌握という問題に関わるものであろう。

なお、河内鑄銭司もこの地域に所在した可能性があるが（太井遺跡³⁶）、これに関連して言うと、和銅元年（七〇八）二月甲戌に設置された催鑄銭司に、多治比真人三宅麻呂が就任している点が重要であらう（『続日本紀』）。また岡田（鑄銭司）の鑄物師として著名な王広嶋（高句麗系氏族であらう）の妻が、多治比須豆刀自であった（大日古五ノ二六六）ことにも、注意しておく必要がある。おそらく両地域の氏族群は、深いつながりがあるのであろう。ちなみに丹比郡のこの地域周辺一帯は、平安中期以降には藏人所管下の丹南鑄物師の拠点となる³⁷。さらに丹比郡東部の野中寺の周辺域から志紀郡の葛井寺周辺一帯も船史同族氏族群を初めとした渡来系氏族の集住地であった。このように、嵯峨の多治比真人氏との婚姻は、橘氏との親近性を前提としつつ、渡来系氏族が密集した当該地域の重要性を前提としたものでもあった。

四 婚姻政策と価値源泉の掌握

（一）価値源泉（人的・機構的資源）の掌握

以上のごとく、嵯峨は、南山城―大和―河内を結ぶ水陸ルートの結節点付近に盤踞した、橘氏に代表される敏達系を中心とした「王氏」、および彼らと歴史的に濃密な関係を構成してきた諸氏族群との婚姻関

係の締結などによって、彼らとその盤踞地たる要衝地域を、自身の政權基盤に積極的・自覚的に取り込んでいったものと考えられる。

ところで、嵯峨による婚姻政策をとした上記の地域の「王氏」および関連氏族群の掌握問題は、実は、今少し触れたような、最先端の技術・知識・文化の再生産とそれを統括する令内外の中央国家機構の統廃合、さらには古都たる平城京や飛鳥の地の位置づけの問題とも密接不可分な事柄であった。当該地域に稠密に盤踞していた渡来系氏族と、それを歴史的に統括してきた諸官司や先に触れた南都諸大寺の再編問題である。

上記のように、桓武は造官省・造東大寺司・造法華寺司・鑄銭司や勅旨省といった令外官を廃止し、前代との断絶を強調した。ところがこれらの諸官司に、諸物資はもとより、最新の技術・知識・人材をも歴史的に一貫して供給してきた渡来系氏族らの最大の集住地が、他ならぬ丹比道・当麻道ルート、および竜田道―大津道・大和川ルート近辺を中心とした河内国・大和国西部地域一帯であった。また、橘氏やワニ系氏族の盤踞した淀・木津川水系流域や、それとも比較的近い田原の地の近辺にも、上記のごとく高句麗系氏族（相楽郡大泊郷が拠点だろ）や百済系氏族（交野郡）が多く、彼らは岡田鑄銭司や田原鑄銭司（および登美鑄銭司）とも密接なつながりを有していた。さらに和迺の地の最南端の布留地域には、古墳時代から八世紀に至る著名な製鉄・鍛冶（武器生産）遺構たる布留遺跡が存在し、石上衛の比較的近傍には、相模の名手であり、聖武朝に内堅所の内堅となって聖武の恩幸を蒙り、

以後、紫微少弼・造宮卿などを歴任した背奈（高麗）福信に代表される高句麗系氏族も盤踞した（『統日本紀』延暦八年（七八九）一〇月乙酉条）。

その上、これらの地域の渡来系氏族群は、王権の權威と恩顧を示す季録を初めとした録物・下賜品の貯蔵・頒布を担当し、同時に武器などの軍需品や天皇への献上物・宮中調度品をはじめとした各種手工業製品の製造を行い且つ上記の令外官（や内匠寮）とのつながりも深い大蔵省や、兵部省造兵司・宮内省鍛冶司・中務省内蔵寮といった一連の中央令内官にも、「百濟手部」「狛部」やその居住地たる「百濟戸」「狛戸」（『養老律令』職員令33大蔵省）、「雑工部」―「雑工戸」（同34典鑄司、兵部省26造兵司）といった、雑戸を初めとした各種技能人を多く供給していた（『令集解』職員令34典鑄司の古記・令釈は「抽取鍛冶・造兵司部人、及高麗・百濟・新羅雜工人配之」とする）。これらのうち、鍛冶司は平城朝の官員再編の一環として大同三年（八〇八）正月二〇日に木工寮に併合されたが（『類聚三代格』卷四）、他は九世紀末まで存続したので、当該地域を中心とした渡来技術者群は、九世紀を通じてこれらの官司に統括されたと見てよい。加えて彼らは、南都諸寺にも多数の僧尼を送り込んでいた。したがって、桓武朝以降の王権も、それらの官司や河内・南山城地域一帯に盤踞した多様な技術や知識・文化・思想を伝習してきた渡来系諸氏族群の再編成は、死活問題とならざるを得なかった。

桓武が多治比真人氏の二名をキサキに迎え入れたこと、また、彼が直系皇統路線を堅持していた初期の段階に、皇太子安殿の立太子時に、

志紀郡ないし多治比郡域の船史系渡来系氏族で、文人として知られ藤原緒嗣との間で徳政相論を行った、津（菅野）真道を東宮学士に就け（『統紀』延暦四年（七八五）一月丁巳条）、その後、春宮坊の亮としてかつて勅旨省大進（のち員外少輔から少輔へ昇進）や法王宮職大進（『統紀』神護景雲元年（七六七）三月己巳条）などを歴任した志紀郡出身と見られる葛井道依を配置したこと（延暦九年（七九〇）七月戊子）、さらに同六年（七八七）五月乙巳に春宮少進の多治比真人豊長を内蔵助とし、榮井宿祢道形（もと日置造道形、日置造氏は丹比郡西南部が本貫だろう）を造兵正に任命したことなども、当該地域とそこから輩出される知識人・技術者の重要性をふまえた上での措置と推察される。また、延暦九年一〇月甲午に、一旦廃止した鑄銭司を復活させ、同月己酉に多治比真人乙安を鑄銭長官に任命し（『統日本紀』）、平安遷都の財源を造るうとしたこともこれに密接する。造東大寺司を復活させた（『日本後記』延暦十六年（七九七）三月癸丑条に百濟王英孫の「造東大寺長官」任命記事が見える）ことも、南都とそれを歴史的に支えた渡来系氏族出自の技術者や僧尼らの再掌握に関わる問題である。しかし、早良「怨霊」問題の継続や石上神託宣事件に見られたように、結局、桓武の模索は成功しなかったと言わざるを得ない。なお平城天皇が、葛井道依の女子をキサキに迎え、大蔵卿に自身の春宮坊時代からの腹心であった菅野真道を就任させたのも、同様の意味を持つ。

その点は嵯峨王権にとっても同様だが、嵯峨の特徴は、当該官司に関わりの深い氏族の女子をキサキに迎えたり、官司の卿に自身の腹心

や子らを配置するとともに、とくに上記した「王氏」勢力の統合と当該官司の掌握の問題とを連動させた点にある。その点に関連して、ここでとりわけ注目したいのは、大蔵省の位置である。大蔵省は、南都寺院を統括し仏教・外交儀礼を担当した治部省や、君・臣の身分的序列・秩序維持に重要な役割を果たした彈正台などと同様、歴史的に「王氏」とつながりが深かった。大蔵卿には、八世紀（『続日本紀』）では広瀬王・鈴鹿王（長屋王の弟）・大原桜井（桜井王）・大原門部（門部王）・三原王（舎人親王の子）・文室大市（大市王）・塩焼王（新田部親王の子）・神王（施基王の孫）が確認でき、九世紀前半（『日本後記』まで）にも、葛原親王（桓武の子）・文室綿麻呂が見える。しかも、「王氏」以外でも、卿に大少輔を加えて八世紀・九世紀前半の人事を通覧すると、藤原氏・大伴氏の他、橘氏や、栗田・小野氏などのワニ系氏族、多治比氏・当麻氏・内蔵氏など、上記の畿内諸地域に盤踞した氏族出身者が多数任命されていることがわかる。このような人事動向も、大局的に見た場合、上記した大蔵省の職掌と、そこに配属されるべき当該地域の渡来系氏族群の安定的・円滑な確保という問題が、大きな背景にあったと考えられる。嵯峨による、橘氏・大原氏・多治比氏などの「王氏」や、栗田・布施氏など関連氏族との積極的な婚姻関係の締結は、彼らの大蔵省や治部省など渡来系氏族・僧尼らを統制下に置いた中央官司との、八世紀以来の歴史的つながりをも念頭に置いたものであったと思われる。なお嵯峨は、大蔵卿には、文室綿麻呂を任命している。上記のとおり、文室綿麻呂はキサキ文室文字の同族であり、もとは平

城天皇の側近であった人物であった（ちなみに嵯峨は、治部卿には淳和天皇代だが自身の男源定を配置し、彈正尹にはもと伊予親王の側近であった藤原吉野を任じている）。

（2）対外交易と嵯峨王権

さて、長岡京への遷都にともなって、都城としての難波京・宮は終焉した。しかし、桓武朝晩年の延暦二三年（八〇四）の和泉・紀伊行幸の往復時に、桓武は「難波行宮」に立ち寄っている（『日本後記』同年一〇月甲辰・丙辰条）。また、元慶五年（八八二）正月一九日戊辰条にみられる前伊勢斎宮の下行に際して、陪從一百人を引き連れた前斎宮も「水路」によって「河陽宮」より「難波宮」に立ち寄って「依例」として三所で祓除している（『日本三代実録』）。これらの事例より、都城としての機能が廃絶したのちも、九世紀末まで、難波には、王権に密接する行宮的施設が存在したことが確認できる。難波地域の王権による掌握・維持方針は、言うまでもなく、この地が七世紀以来九世紀にいたるまで、一貫して、対外交渉と瀬戸内海海運の外港・基地として果たした機能の重要性にもとづく。

対外交渉関連では、『延喜式』玄蕃寮の蕃客条の新羅客人入朝に際しての規定によると、蕃客の「難波津」への到来と「難波館」での摂津国司の応接・天皇の宣命の読み上げ・饗応、儀礼後の蕃客の宿「泊」などが予定されている。したがって、現実には、九世紀代には新羅や唐などの来朝はなかったものの、『延喜式』段階までは、その可能性

が考慮され、八世紀までと同様に、難波津に「難波館」が維持されていたと見てよからう。^⑩一方、日本からの出発の場合も、延暦二年（八〇三）と承和三年（八三六）の遣唐使が、七・八世紀以来のそれと同様に、「難波津頭」ないし「摂津難波海口」より発遣していた（『日本紀略』延暦三年（八〇三）四月癸卯条、『続日本後紀』承和三年五月庚戌・壬子条）。このように、難波の地は、九世紀代においても外交上の重要拠点であり続けた。

ところで、難波津を窓口とした外国使節の接待使や、遣唐使・遣新羅使・遣渤海使など一連の外交使節と、前節で確認した平城京・飛鳥に通じる、南山城―平城―飛鳥ルートや河内―大和の大和川・竜田道および丹比道などのルート周辺に盤踞した、「王氏」・ワニ系氏族群・渡来系氏族群とのつながりも、きわめて強く根深い。淀―木津川水系流域に盤踞したワニ系氏族は、初発の小野妹子の遣隋使や、粟田細目臣の隋使接待の部領使就任（推古紀一九年（六一）五月五日条）から、承和の遣唐副使を忌避した小野篁に至るまで、地縁的に近接する阿倍・布施氏や橘氏、大伴氏などとともに、平城京―平安京時代を通して多数の対外使節や外国使節の接待担当者を輩出した。このうち、嵯峨―橘嘉智子に関わってとくに注目したいのは、嘉智子の「崩伝」中に見える、嘉智子の父清友が宝龜年間に内舍人として高句麗使節の来訪時に接待団の一員となった時、高句麗使の都蒙が清友の骨相を親たずする事績である。この時、都蒙に応答した通事は舍人山於野上であった。これは、清友の紹介に絡むとは言え、一介の舍人通事にすぎない山於

（山上）氏の活躍を、わざわざ嘉智子「崩伝」に人名入りで紹介しているのも、ワニ系氏族と橘氏―敏達系王族との親近ぶりと、嵯峨―仁明朝期における、対外交渉上に果たすべきワニ系氏族に対する王権の位置づけ・評価に関わる事柄として注意を要する。なお当該地域の氏族では、他に甘南備真人氏（遣唐使）や高麗氏（遣渤海使）も対外使節に名を連ねていることが確認できる。

対外使節との関わりは、大和―河内ルートに盤踞した「王氏」や配下の渡来系氏族群にも言うことができ、多治比氏・当麻氏や葛井氏・内蔵氏（上記のごとく大和国広瀬郡が本貫）・林氏（河内国拜志郷が本貫）などの諸氏が遣唐使・遣渤海使などに見える。^⑪とりわけ、延暦一七年（七九八）五月戊戌の遣渤海使内蔵宿祢賀茂麻呂、延暦一八年（七九九）四月庚寅の遣新羅使録事林忌寸真繼、弘仁二年（八二二）四月庚寅条の遣渤海国使林宿祢東人のごとく（いずれも『日本後記』）、平安遷都後においても河内―大和ルート地域周辺の氏族が対外使節になった事例が、三例も見られる点が重要である。

この問題を考える上で重視すべきは、『続日本後紀』に見える、承和の遣唐使の後ほどない、承和二年（八四五）の九月癸亥条である。この記事によれば、国家は、河内・摂津両国に対して、「難波堀川」に生えた草木を「刈掃」し、石川・龍田両河の「洪流」を引かせて「西海」（瀬戸内海）に通じさせるよう命じている。これは対外（交通）をも意識した一連の水路の再整備事業とみてよからう。上記した「延喜式」玄蕃寮の新羅使節の入朝に関する規定で、大原真人氏や百済系氏

族らの拠点であった葛下郡に所在した片岡社が、難波での饗応儀礼で新羅使に供される神酒を醸造するための米の支給を受ける神社の中に含まれていたことも、これに関連した規定と見られる。つまり、対外交渉に活躍する当該地域の氏族群の存在と外国使節らの来朝の可能性が念頭に置かれて、平安遷都後も、難波津から平群・生駒・河内地域や南都にいたる支流を含む大和川水系は、瀬戸内海に容易に通じるよう整備され続けていたわけである。ちなみに、この水系は、当然ながら、国内物資の運漕にも活用されたと思われる。「延喜式」大蔵省の諸寺住僧綿条によると、毎年九月以前に東西両寺と畿内諸寺の常住僧尼のために布施物として総計「九千二百屯」の綿を、大蔵省が僧網の請求にしたがって分配すべきことが規定されている。布施の綿の多くは大宰府貢調綿であろうから、河内や大和西部・飛鳥地域の諸寺への布施の場合、大蔵省は、難波で陸揚げされ「難波大蔵」（後身施設）に蓄えられた大宰府貢調綿を、この大和川水系を活用して運漕・分配したのではなかろうか。また大同元年牒には、南海道・山陽道に封戸を有した寺院が見られるが、そのうち、河内の知識寺や、大和国平群郡所在の法隆寺、飛鳥・藤原地域の葛木寺・橘寺・小治田寺などの封戸物も、この水系で運漕されたと思われる。

さて難波津は、今述べた大宰府貢調綿・米をはじめとした西国諸国からの内外諸物資の集散地でもあった。延暦十五年（七九六）十一月二日付の太政官符（『類聚三代格』卷一六）によると、難波では「官人百姓商旅之徒」が集まり、公私の物資の交易を盛んに行っていたことが

わかる。この動向に関連して、嵯峨王権との関わりでとりわけ注目すべきは、『続日本後紀』承和十一年（八四三）二月二日・同一〇年二月丙子・戊寅条に見える前筑前国守文室宮田麻呂の謀反の告密とその顛末記事である。それによると文室宮田麻呂は、京の他に「難波宅」を構え、それぞれ兵具を蓄えていたことがわかる（『続日本後紀』）。しかも周知のごとく宮田麻呂は、筑前で新羅の張宝高ら新羅商人らとの私交易を盛んに行っていた。「難波宅」もそうした遠隔地交易の中継拠点であったと見られている。宮田麻呂は「承和の変」で失脚した春宮大夫文室秋津にごく近い同族（智努王末裔）であったことが田中史生氏によって推定されており、彼が筑紫守を解任されたことや、謀反の告密事件も「承和の変」に関連した余波であったと考えられている。文室秋津は、大宰貢調綿の収納・支出にも密接した大蔵省の卿たる文室綿麻呂の弟であった。したがって、嵯峨のキサキとなった文室文字ともごく近い同族であったと見られる。

なお筑前国守には、九世紀代には、宮田麻呂の他に小野末嗣、橘三夏や、「須井王」（円仁「大唐求法巡礼行記」会昌五年（八四五）年九月二日条に見える弘仁六年（八一五）ころの新羅還俗僧李信恵に関する情報）なども就任しており、介に当麻鴨継の名も見える。肥後国でも、国守に大宰府に來着した唐人張維明を引率し入京させた粟田朝臣鮑田麻呂（『続日本後紀』承和元年（八四三）三月丁卯条）や有雄王（清原有雄）、高階真人峯緒、介に多治比・橘・大原などの「王氏」が就いている。肥前国でも、守に柿本氏・豊野真人氏・豊井王・仲嗣王・滋野真人氏が、介・

権介に多治比氏・当麻氏の名が確認できる。豊後国でも国守に文室氏・清原氏・橘氏や阿倍氏、介に中井王（『続日本後紀』承和九年八月丙子条の四条起請）・多治比真人安江（『日本三代実録』貞観一六年（八七四）六月一七日条：大神已井とともに唐へ「香藥」の買付けのため遣使された）の他、粟田氏や阿倍氏、また嵯峨にキサキを出した笠氏の同族などが就任していることが知られる。さらに大宰府でも、平安期以降には、現地の実務官人たる大宰小貳の就任者には、多治比今麻呂・文室真屋・橘高宗・橘三夏・小野貞樹・小野恒柯の名が見える。このように、対外交渉に関わる西海道諸国や大宰府機構の官人には、「王氏」やワニ系氏族、および彼らと地縁的に密接する氏族が就任する場合が多かった。これは、彼らが歴史的に対外使節などを務めるなかで培った、民族的な経験の蓄積をふまえた措置と思われる。しかも彼らは公的交易のみならず、それに寄生しつつ独自のつながりで新羅などと私交易を行っていた。また、豊後介中井王の事例にも見られるように、私交易の収益の巨大さの一因として、彼らはこの時期、官人としての任期が終わっても「未得解由」を口実に現地の「私宅」に前司として留住し、現地の国家機構や在地社会との独自のつながりを維持し続ける場合が多かった。

一方、橘嘉智子も独自に対外交渉に関わっていることが知られる。嘉智子の外戚氏族の一員であり、円仁を助けた田口円覚が、唐で交易活動を行った人物であることについては、すでに佐伯有清氏による指摘がある^④。また嘉智子は、嵯峨の死後、僧惠尊を唐の五台山に派遣し、袈裟などを奉納し、唐僧義空を招聘させている^⑤。

以上のごとく、九世紀代には、遣唐使の発遣や、新羅商人の来訪などにもとづく公的使節での対外交渉がなされるとともに、大宰府・西海道諸国官人や、嘉智子を含む王権構成員、貴族らがそれぞれ、独自の人脈をもとに私的な対外交渉活動を行い、貴重な「唐物」の入手などを盛んに行っていた。彼らの活動は、国家の公的取引活動や外交政策との間に矛盾をきたす場合もあった。また個別院宮王臣家の私的取引活動も、相互に競合しあう場合があった。しかもこうした状況は、嵯峨王権の前後に一貫したものである。

とすると、嵯峨の政策は、彼の死後、文室宮田麻呂事件として噴出するような潜在的な緊張関係・矛盾をはらんだ、公私の王族・貴族・氏族群による多元的な取引活動の利権を、いずれもそのまま承認しつつ、その取引活動をとおした、総体としての「文明」輸入活動をとおして、王権のヘゲモニーを維持することを狙ったものでもあったことになるだろう。唐風の「弘仁文化」勃興の背後には、こうした多元的な対外交渉活動と、それらの嵯峨王権による婚姻政策による掌握があったわけである。

むすびにかえて—嵯峨から良房へ—

桓武以来の王権の分裂構造を前にした嵯峨は、橘嘉智子を皇后にすえ、嘉智子の所生子を軸とした嵯峨系・淳和系の二統迭立を構想するとともに、桓武・平城の皇子にも配慮し、且つ空海・真如（高岳親王）や嘉智子とのつながりが強い東大寺と法華寺を中軸に置きつつ、南都

寺院の掌握にもつとめた。また諸王と王族末裔氏族群を一括した「王氏」の形成によって、王権中枢の周りを固めた。さらに「王氏」との婚姻政策をとおして、歴史的に「王氏」とつながりが深い大和・河内・南山城地域の安定的な掌握につとめた。「王氏」との婚姻政策は、上記の地域に集住する渡来系氏族群の統合や、彼らを統括する令内外の中央官司・南都寺院の安定的維持にも寄与した。さらに嵯峨王権は、国家機構や支配層が展開した多面的な対外交渉活動をも婚姻政策などを通して調整し、ともに嵯峨王権を支える基盤にしようと企てた。

こうした嵯峨王権の構想・政策は、嵯峨一代に限って言う、その治世の安定に大きく寄与した。しかし、嵯峨によって打ち立てられた婚姻政策にもとづく権力構造は、その内部に多面的な利害関係が存在し、様々な潜在的な対立・緊張関係が存在していた。その矛盾の噴出を象徴的に示した事件が、嵯峨の死去直後に起こった「承和の変」に他ならない。変の結果、嵯峨主導の二統迭立路線は撤回され、恒貞が廢太子され、仁明皇子道康が立太子した。皇太后橘嘉智子・仁明・藤原房前を枢軸とする直系路線の推進は、対外交渉政策にも波及し、嵯峨王権のもとでその一面を構成した文室宮田麻呂・橘逸勢など、淳和・恒貞にも親近し且つ公私の対外交渉にも関与していた勢力は排除され、嘉智子・仁明・房前がヘゲモニーを掌握した。さらにその後、仁明・嘉智子・文徳のあいにくの死去と、幼帝清和の即位にいたって、外祖父藤原良房が権威を増大させ、その後、応天門の変を経て、王権代行者としての地位を確立し、いわゆる前期摂関政治が展開される。詳

細な検討はここではできないが、良房が自身を中軸においた権力構造を築き上げるうえで採った方策の一つが、かつて嵯峨が自身の権力を支える基盤とした人的・空間的・機構的基盤を、摂関家の下に掌握し直すことであつた点を、ごく簡単に見通し的に示すことで、本稿のむすびにかえたい。

良房は、同母妹を仁明に、自身の女明子を道康（文徳）に配し、清和にも自身が養子とした基経（兄良良の子）の妹を嫁がせ、婚姻政策としては、一貫して直系皇統の外戚としての地位の維持を図った。なお、良房の死後陽成の廢位にともないこの直系皇統路線は破綻するが、以後も摂関家が外戚となることは変わらなかった。また彼は、応天門の変によって奈良時代以来の名族伴氏と光仁・桓武以来の外戚紀氏を没落させ、同時に、橘氏に代わって「王氏」の中心となった源信・融・勤など嵯峨源氏らとは、自身の主導の下に良好な関係を維持した。また良房は、南都については、嵯峨・文徳代に重視された東大寺（と真如）ではなく、自身の氏寺たる興福寺を重視し、興福寺維摩会を国家的法会体制の主軸に置き、「王氏」の薬師寺最勝会と宮中御齋会とともに「三会」を設立した（『日本三代実録』貞観元年（八五九）正月八日条）。さらに良房は、平安京から南都もしくは難波津・海へ至る淀川・木津川水系を掌握可能な結節点にあたる地に、大安寺僧行教に石清水八幡宮を建立させ、新たな王権（清和）と平安京鎮護の神として位置づけた。⁴⁸また、当麻地域に所在した当麻都比古神社を優遇して当麻真人清雄を使

者として神宝幣帛を奉り（『日本三代実録』貞観元年七月一日条）、以

後、当麻祭に内蔵寮使を派遣する体制を整えたのも（「延喜式」内蔵寮

10当麻祭条）、清和外祖母の源深姫（嵯峨の女子で良房の妻）の母たる当

麻氏（嵯峨のキサキ）の顕彰という行為をとおして、当麻地域と当該地

の氏族群の掌握をめざした、良房主導の政策の一環であろう。さらに、

良房は天台宗を優遇し四天王寺や法隆寺、法隆寺とはやくから結びつ

いた大原真人氏の片岡王寺などを、片岡戸解仙説話などを前提に、天

台が高唱した聖徳太子信仰を通じて、影響下に置いていったと考えら

れる（飛鳥地域に対しても、天台とつながる多武峯を拠点に影響力を保持し

と思われる）。また良房は蔵人所を掌握しこれを軸に内廷官司を統合し

ていったが、その過程をとおして、河内・西大和地域などに盤踞した、

渡来系を主とした各種手工業技術者群も、次第に蔵人所とその管下の

諸司（や興福寺）の統属下に置かれていくことになる。

こうして良房は、嵯峨が婚姻政策などを通じて築き上げてきた「遺

産」を、自身の主導の下に再編しつつ奪取し、王権・「王氏」と藤原

氏（摂関家）との相対的力関係の逆転を図っていったのである。

【註】

（1）笹山晴生「平安初期の政治改革」（『岩波講座日本歴史』岩波書店、一九七一年）。

（2）河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」（吉川弘文館、一九八六年）。以下、河内氏の見解は、すべてこの著作による。なお、保立道久「平安王朝」（岩波新書、一九九六年）、同「黄金国家 東アジアと平安日本」（青木書店、二〇〇四年）も、河内氏の立場に比較的近い見解を提示している。

（3）館野和巳「平城京その後」（大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的

特質 古代・中世』思文閣出版、一九九七年）など参照。

（4）山本幸男「摂津の国府遷建と難波地域—天長二年の施策をめぐって—」、

大村拓生「平安時代の摂津国衙・住吉社・渡部党」（ともに、榮原永遠

男・仁木安編『難波宮から大坂へ』和泉書院、二〇〇六年）。両者は視角

が異なるが、いずれも難波津と摂津職移転との関係について言及してい

る。妥当な見方であろうが、難波津や関連する水系管理問題については、

加えて、王権の意向や大蔵省・大宰府などの官司との関係も視野に入れて

検討することも求められるであろう。

（5）玉井力「成立期蔵人所の性格について」、同「九・十世紀の蔵人所に關す

る一考察—内廷経済の中核としての側面を中心に—」（ともに同「平安時

代の貴族と天皇」岩波書店、二〇〇〇年、初出は順に一九七三年・一九七

五年）参照。研究史もこれらの論文で整理されている。

（6）嵯峨王権の家父長的權威による王家のヘゲモニー掌握については、朝観行

幸の検討から、目崎徳衛「政治史上の嵯峨天皇」（同「貴族社会と古典文

化」吉川弘文館、一九九五年、初出は一九六九年）、佐藤宗諒「嵯峨天皇

論」（同「平安前期政治史序説」東京大学出版会、一九七七年）、鈴木景

二「日本古代の行幸」（『ヒストリア』一二五、一九八九年）などが指摘

している。それは正しいのだが、現時点では、それに加えより広い視野か

ら嵯峨王権の基盤について考える必要がある。

（7）榮原永遠男「鑄銭司の変遷」、同「日本古代錢貨の鑄造組織」（ともに同

「日本古代錢貨流通史の研究」塙書房、一九九三年、初出は、順に一九七

七・一九七九年）を参照。

（8）中村順昭「光明皇太后没後の坤宮官—その写経事業をめぐって—」（笹山

晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年）など。

（9）森明彦「奈良朝末期の奉写一切経群と東大寺実忠」（『正倉院文書研究』

- (10) 中林隆之「聖武から、嵯峨―空海、そして顕密体制へ」(同「日本古代国家の仏教編成」) 塙書房、二〇〇七年。
- (11) 中林隆之「悔過法要と古代王権―神仏習合と悔過―」(同前掲注10「日本古代国家の仏教編成」)。
- (12) 佐藤信「藤原浜成とその時代」(「歌経標式 注釈と研究」) 桜楓社、一九九三年。参照。
- (13) 鷲森浩幸「八世紀の法華寺とそれをめぐる人びと」(「正倉院文書研究」四、吉川弘文館、一九九九年)。
- (14) 関晃「律令国家と天命思想」(同「関晃著作集」四、吉川弘文館、一九九七年、初出は一九七七年) など参照。
- (15) 遠藤慶太「『続日本紀』の同時代性について」(同「平安勅撰史書研究」皇學館大学出版部、二〇〇六年)。
- (16) 橘嘉智子および橘氏については、義江明子「橘氏の成立と氏神の形成」(同「日本古代の氏の構造」吉川弘文館、一九八六年)、安田政彦「九世紀の橘氏―嘉智子立后の前後を中心として―」(「帝塚山学院大学研究論集」八二、一九九三年)、森公章「橘家と恵美太家―奈良時代貴族の家政断章―」(同「長屋王家木簡の基礎的考察」吉川弘文館、二〇〇〇年) など参照。
- (17) 以上の薬師寺最勝会の位置づけについては、西口順子「平安初期における大和諸寺の動向」(同「平安時代の寺院と民衆」法蔵館、二〇〇四年、初出は一九七四年)、下向井龍彦「『水左記』にみる源俊房と薬師寺―太政官政務運営変質の一側面―」(「古代学協会編『後記撰関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年)、追塩千尋「平安期の薬師寺について」(「日本宗教文化史研究」四二、二〇〇〇年) 参照。なお、最勝会と「王氏」成立との関連については、中林隆之前掲注10「聖武から、嵯峨―空海、そして顕密体制へ」でも、簡略に述べた。
- (18) 前掲注17下向井龍彦「『水左記』にみる源俊房と薬師寺―太政官政務運営変質の一側面―」参照。源氏については、岡野友彦「源氏と日本国王」(「談社現代新書、二〇〇三年」) も参照。
- (19) 前掲注2河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」、保立道久「黄金国家」など。
- (20) 二統迭立については、吉川真司「平安京」(同編「平安京」吉川弘文館、二〇〇二年)、保立道久前掲注2「黄金国家」にも指摘がある。
- (21) 遠藤慶太「『続日本後紀』と承和の変」(同前掲注15「平安勅撰史書研究」)、初出は二〇〇〇年。なお、承和の変に関しては、玉井力「承和の変について」(「歴史学研究」二八六、一九六七年)、福井俊彦「承和の変に関する一考察」(「日本歴史」二六〇、一九七〇年) なども参照。
- (22) ただし、館野和己前掲注3「平城京その後」が指摘するごとく、平城宮と諸司は、その後も天長元年(八二四)に平城太上天皇が死去する時点までは、太上天皇の居所およびその管理・運営組織として存続した。
- (23) 義江明子前掲注16「橘氏の成立と氏神の形成」参照。
- (24) 森公章前掲注16「橘家と恵美太家―奈良時代貴族の家政断章―」参照。
- (25) 「平成16年度 井手寺跡発掘調査について」(web上に掲載された井手町教育委員会の発掘調査説明会資料 <http://www.keytan.co.jp/gaishu/doc/1.htm>) 参照。
- (26) 久世郡の栗隈氏や敏達系王族、当該地のミヤケ・県などについては、吉田晶「大化前代の南山城―久世郡地域を中心として―」(大阪歴史学会編「古代国家の形成と展開」吉川弘文館、一九七六年) 参照。
- (27) 鷲森浩幸「屯倉の存在形態とその管理」、同「團の立地とその性格」(ともに同「日本古代の王家・寺院と所有」塙書房、二〇〇一年) など参照。
- (28) いわゆるワニ系氏族群については、基本的に岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」(同「日本古代政治史研究」塙書房、一九六六年、初出は一九六〇年) を参照。
- (29) 古系図研究会(代表加藤謙吉氏)「『和珥部氏系図』について」(「中央史学」二九、二〇〇六年) 参照。
- (30) 岸俊男前掲注28「ワニ氏に関する基礎的考察」。
- (31) 石上衛については、前田晴人「古代王権と衛」(同「古代の道と衛」吉川弘文館、一九九六年) など参照。

- (32) 「達磨寺第14次・片岡王寺跡第1次」(「奈良県遺跡調査概報(第二分冊)」) 概原考古学研究所、二〇〇四年)、「片岡王寺跡第3次発掘調査報告書」(王寺町教育委員会・概原考古学研究所、二〇〇五年)も参照。なお、これらの資料については、王寺町教育委員会の岡島永昌氏よりご提供いただいた。この場を借りて感謝申し上げたい。
- (33) 平林章仁「敏達系王族の広瀬郡進出について」(「日本書紀研究」一四、一九八七年)、同「聖徳太子と敏達天皇末裔王族 片岡王寺創建をめぐる一」(「日本書紀研究」一六、一九八七年)、同「第一章 古代の王寺(第二節・第七節)」(「新訂王寺町史」王寺町、二〇〇〇年)。なお関連して、長屋王家木簡に見える片岡司については、福原榮太郎「長屋王家形成についての基礎的考察」(「続日本紀研究」二七七、一九九一年)、岩本次郎「木上と片岡」(「木簡研究」一四、一九九二年)も参照。
- (34) 前掲注32「達磨寺第14次・片岡王寺跡第1次」。
- (35) 吉田晶「古墳と豪族」(「古代の地方史」三) 朝倉書店、一九八三年) など参照。
- (36) 榮原永遠男前掲注7「鑄銭司の変遷」、同「日本古代銭貨の鑄造組織」参照。なお河内鑄銭司の可能性が指摘される遺跡としては、他に菅田遺跡・船橋遺跡があるが、いずれも渡来系氏族が盤踞した大津道・丹比道近辺の丹比郡・古市郡・志紀郡一帯である。
- (37) 河音能平「蔵人所の全国鑄物師支配の成立過程 本供御人・廻船鑄物師と土鑄物師」(同「中世封建社会の首都と農村」東京大学出版会、一九八四年、初出は一九七五年)、網野善彦「鑄物師 非農業民の存在形態」(「第一章 中世初期の存在形態」(同「日本中世の非農業民と天皇」岩波書店、一九八四年、初出は一九七五年) など参照。
- (38) 古市晃「前期難波宮内裏西方官衙の再検討—庭に物を積み上げて賜う儀礼について—」(「ヒストリア」一五八、一九九七年)。なお前期難波宮の倉庫群については、積山洋「前期難波宮内裏西方官衙の検討」(「ヒストリア」一二四、一九八九年) も参照。
- (39) 石上英一「大蔵省成立史考」(「弥永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』上 吉川弘文館、一九七八年)。
- (40) この「延喜式」玄蕃寮の規定に見える「難波館」とは、一時、豊嶋郡や河辺郡が奈野に移転していた摂津職が難波に戻る際に、「便」に(一時)「鴻臚館」を以て国府となすべきことを要請し、許可された(「続日本紀」承和二年(八四四)一〇月戊子条)、その難波の「鴻臚館」を指すものと思われる。
- (41) なお、外国使節の来訪や対外使節の帰国などを通して獲得された高価な「唐物」は、大蔵・内蔵寮や勅旨省・勅旨所・蔵人所といった内廷諸官司をとおして内裏へもたらされたが、そうした「唐物」の交易には目利きに長けた人材が派遣された。東野治之「遣唐使船 東アジアのなかで」(「朝日選書」一九九九年、初出は一九九四年)が指摘することく、そうした人材は遣唐使など対外使節の経験者や渡来系の人々が重用されたが、彼らも歴史的に河内・大和地域(や淀・木津川水系周辺)を本貫とするものがあった。
- (42) 「延喜式」主税上の諸国運漕功賃条によると、大宰府からの海路に関する細目記載に「自博多津漕難波津船賃」とある。他の諸国の海路については、「自国与等津船賃」とあり、一般には諸国から淀津への航路が記されているにもかかわらず、大宰府からの船のみ、難波津までの功賃支給が記されている。これは大型の海船から、淀川を溯航できる小型の船に難波津で積み替えるためであった。なお、弓削宮行幸を実施した称徳女帝が河内龍華寺に「難波宮綿二万屯」を布施した事例(「続日本紀」神護景雲三年(七六九)一〇月乙卯条)に示されるように、大宰府調綿は難波でそのまま積み替えられて平城京に運ばれるものの他に、難波宮の倉庫に「難波大蔵」(後身施設)に保管されたものもかなり多かった。これは、平安京段階でも同様であろう。以上の諸点については、榮原永遠男「難波堀江と難波市」、同「奈良時代海運と航路」(ともに同「奈良時代流通経済史の研究」塙書房、一九九二年、初出は、順に一九九一年、一九七七年、一九七八年) 参照。

- (43) 戸田芳実「領主的土地所有の先駆形態」(同「日本領主制成立史の研究」岩波書店、一九六七年)。
- (44) 田中史生「承和期前後の国際交易―張宝高・文室宮田麻呂・円仁とその周辺―」(『平成13年度～平成16年度 科研費補助金研究成果報告書「入唐求法巡礼記」に関する文献校定および基礎的研究」二〇〇五年、所収)。
- (45) 戸田芳実前掲注43「領主的土地所有の先駆形態」。
- (46) 佐伯有清「円珍と円覚と唐僧義空」(同「最澄とその門流」吉川弘文館、一九九三年)。
- (47) 高木神元「唐僧義空の来朝をめぐる諸問題」(同「空海思想の書誌的研究」法蔵館、一九九〇年、初出は一九八一年)。
- (48) 当該期の寺院・法会体制の再編の様相や、石清水八幡宮の形成問題については、中林隆之前掲注10「聖武から、嵯峨―空海、そして顕密体制へ」、同前掲注11「悔過法要と古代王権―神仏習合と悔過―」で検討している。

(大阪外国語大学非常勤講師)